

上野新都市タウンセンター共用空間内の土地及び施設等の維持管理に関する協定書

買受人（以下「甲」という。）、伊賀市（以下「乙」という。）、■■■■株式会社（以下「丙」という。）は、別図の上野新都市タウンセンター共用空間内の土地及び施設等の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平成9年に甲乙丙が住民の憩いの場として整備した共用空間内の土地及び施設等の維持管理を円滑に行うために定めるものとする。

（物件）

第2条 別図の共用空間内の物件は、次のとおり。

（土地）

所有者	所在
甲（買受人）	伊賀市ゆめが丘1丁目1-3の一部
乙（伊賀市）	伊賀市ゆめが丘1丁目1-4の一部
丙（■■■■）	伊賀市ゆめが丘1丁目1-2

（施設等）

「施設等」とは、甲乙丙が上記土地内にそれぞれ所有する歩行者通路、公衆トイレ、ベンチ・モニュメント・照明器具等の工作物及び植栽をいう。

（維持管理）

第3条 甲乙丙は、所有する上記の土地及び施設等を、適正に維持管理するものとする。なお、維持管理は第三者に委託することができるものとする。

（1）「維持管理」とは上記土地内の清掃、植栽の手入や工作物の管理をいう。

（公租公課の免除）

第4条 乙は第2条に記載の丙の所有地の公租公課を減免する。ただし、本協定発効時において既に賦課されたものはこの限りでない。

（協定の変更）

第5条 本協定書を変更するときは、甲乙丙協議のうえ定める。

（協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙及び丙から書面による申し立てがない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項または疑義の生じた事項については、必要に応じて協議のうえ定める。

以上協定の証としてこの協定書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を
保有するものとする。

令和〇年 4月 1日

甲 (買受人)

伊賀市四十九町3184番地

乙 伊賀市

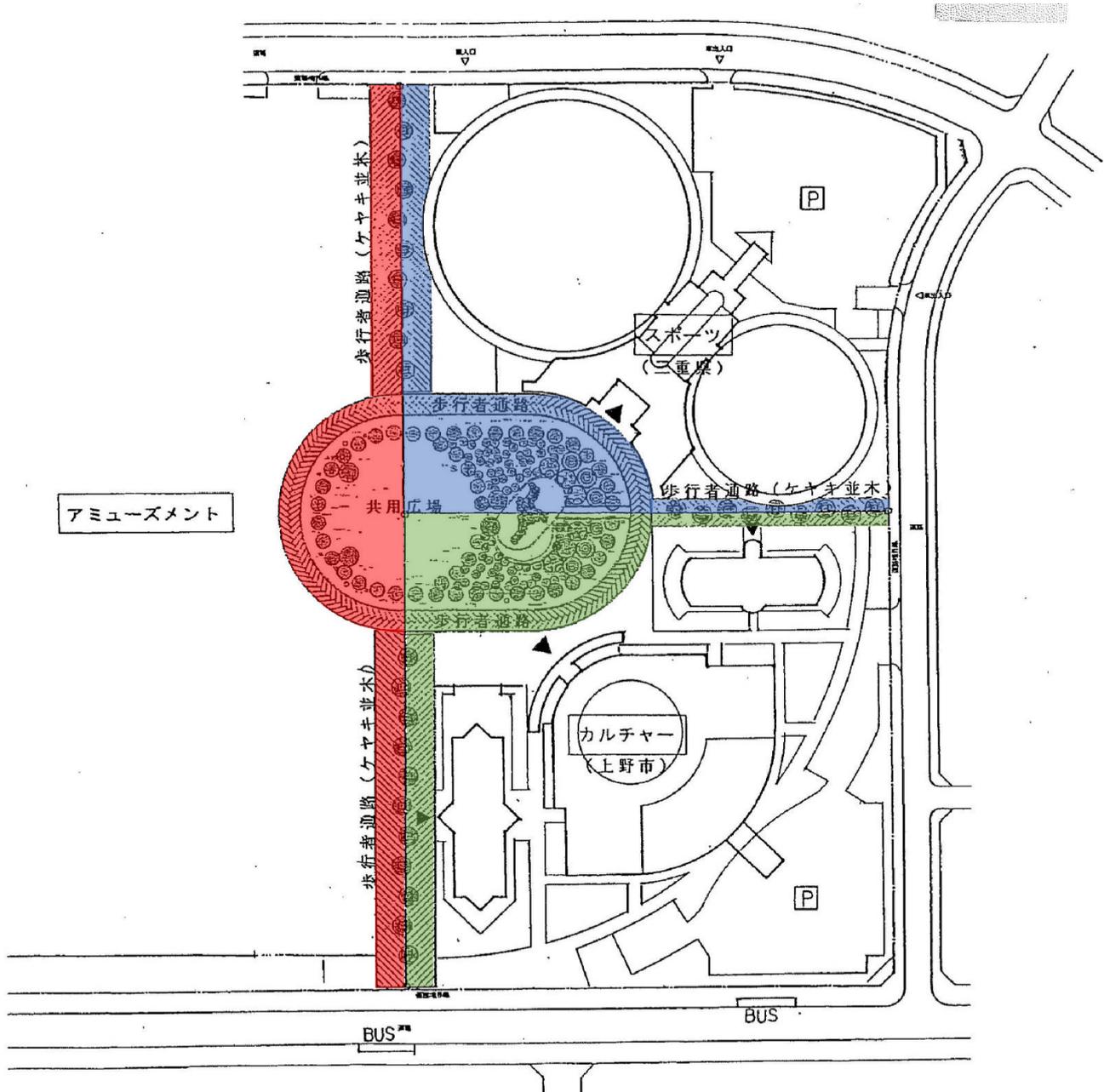
伊賀市長 岡本 栄

■■市■■町■■丁目■■■

丙 ■■■■■株式会社

取締役社長 ■■■■

(別図) 共用空間内物件平面図



- | | | | |
|--|---|------------------|-------|
| | 甲 | 伊賀市ゆめが丘1丁目1-3の一部 | 買受人 |
| | 乙 | 伊賀市ゆめが丘1丁目1-4の一部 | 伊賀市 |
| | 丙 | 伊賀市ゆめが丘1丁目1-2 | ■■■■■ |